

近畿実業団バドミントン連盟 規約細則

平成元年10月22日制定

平成6年5月21日改定

平成9年1月19日改定

平成13年1月14日改訂

平成17年10月2日改訂

1. 本連盟の分担金は、次による。

基本金額 1府県当たり 10,000円/年度

登録比例額 1事業所当たり 600円/年度

分担金 = 10,000円 + 600円 × (事業所数)

2. 分担金は、毎年7月末までに納付するものとする。

3. 理事の定数は各府県2名とし、内1名は府県連盟理事長とする。

4. 日本実業団バドミントン連盟の近畿ブロック代表理事は理事会にて選出する。

5. 本連盟の業務及び連盟に関する業務のため、連盟役員或いは会長より委嘱を受けた者が行動したときには、通常経路による交通費の支出が認められる。

但し、他機関等よりの支給があるときは、その額との差額のみを支給する。

6. 会長は、原則として近畿実業団選手権大会の主管連盟会長が就任することとし、任期は1年とする。

7. 副会長は、近畿実業団選手権大会の主管府県連盟以外の会長が就任することとし、任期は1年とする。

8. 事務局は、次の業務を担当する。

(1) 府県連盟の登録案内及び登録受付に関すること

(2) 連盟表彰規定に基づく府県連盟への被表彰者推薦案内に関すること

(3) 一般会計の予算案及び決算案の作成に関すること

9. 一般会計の監査は理事会が行い、その時期は毎年度初の理事会とする。

以上